

にほんごがくしゅうかい 日本語学習会のご案内

れいわ ねんどにほんごがくしゅうかい
令和7年度日本語学習会

れいわ ねん がつ 9 にち 19:00~ かいさいよてい
令和7年 4月9日 19:00~ 開催予定

ばしょ くらよしじんけんぶんか
場所：倉吉市人権文化センター

ないよう にちじょうせいかつ ひつよう にほんご まな
内容：日常生活に必要な日本語を学ぶ

ぼしゅう
ボランティアを募集しています！



倉吉市人権文化センターでは、外国にルーツのある方が安心して日常生活を送ることができるように日本語学習会を開催しています。

日本語学習会では受講者の皆さんと一緒に日本語を学び、指導していただくボランティアの方を募集します。詳しくは倉吉市人権文化センターまでお問い合わせください。

申込・問合せ… 倉吉市人権文化センター（☎0858-22-4768）

◎差別落書きや人権侵害に気づいたら！すぐにお知らせください！

差別発言などの人権侵害や差別落書きは許されない行為です。発見された場合は倉吉市人権政策課または最寄りの人権文化センターまでご連絡ください。



連絡先：倉吉市人権政策課 ☎（0858）22-8130

倉吉市人権文化センター ☎（0858）22-4768

2025年1月号 倉吉市人権文化センターだより「きずな」に関する記事の訂正とお詫び

下記の記載が誤っておりました。訂正してお詫び申し上げます。

（誤）全国でおよそ359万人（2024年6月末時点）、倉吉市には約400人（2024年11月末時点）の外国にルーツのある方が日本で生活しています。

（正）全国でおよそ359万人（2024年6月末時点）、倉吉市には約400人（2024年11月末時点）の外国籍の方が日本で生活しています。

きずな

倉吉市人権文化センターだより

2025年3月1日 発行 No.171号

発行所：倉吉市人権文化センター

住所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX：0858-22-4768

メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

第24回倉吉市中学生人権フォーラムを開催しました！

倉吉市立人権文化センターでは5センター事業として毎年人権フォーラムを開催しています。中学生人権フォーラムは、倉吉市内の各中学校2年生を対象に部落差別をはじめあらゆる差別の解消をめざした学校での取り組みや活動について交流し、身近な人権課題を学び合うなかで差別をなくす連帯意識を高め、学校間をこえた差別を許さない仲間づくりを行うことを目的とした事業です。

今年度は2月15日に上灘コミュニティセンターで開催しました。

講演会では「部落差別の現実に学ぶ」をテーマに講師の倉吉市人権文化センター下吉所長から倉吉市で起こった差別落書きや差別投書などの事例を聞き、現代にも部落差別は存在していることに改めて気づき、問題解決のためには力を合わせて学び続けることが大切だと再度確認し合うことができました。



分科会では、部落差別について学校間をこえて話し合う事ができました。講演会を聞いて感じたことや、日頃から感じていた人権に関する疑問、また、部落問題とその他の人権問題の共通点など生徒が主体となって議論し合うことができました。

今回のフォーラムをとおして、生徒が学校の垣根をこえて活発に議論し合い、自分たちの考えを本音で語り合う中で、差別をなくしていくために自分たちにできることは何かをしっかりと考える事ができました。

最高裁上告棄却決定 ⚡ 東京高裁判決が確定

朝日新聞 (24年5月3日)

被差別部落の地名を写
真などを載せたウェブサ
イトで「憲法が保障する
人格権を侵害する」と
して、大阪府の70
代男性が自身に關する投
稿の削除を求めた仮処分
申請で、大阪地裁（井上
直哉裁判長）は、被告の
出版社代表に削除を命じ
た。男性の代理人への取
材でわかった。

1日付の決定による
と、サイトは川崎市の出
版社が運営。被差別部落
の地名を列挙し、写真と
解説文を載せている。昨
年10月の時点で336カ
所が掲載され、男性の自
宅も写っていた。

地裁は、サイトが「部
落の寺」「都市スラムの
ような状態」などと言及
し、地域が被差別部落で
治安に問題があるのかの
ような表現をしていると指
摘。社会に悪影響を残る差
別意識を助長すると「差
別を受けず平等な生活を
送る人格的利益を侵害し
ている」と認め、代表の
「公益に著する」と「具
体的な権利侵害は一つも
確認されていない」とす
る反論を退けた。

この出版社は2016
年、被差別部落の地名や
世帯数などを一覧にして
最新の報告書の複製出版
を告知し、ウェブサイ
トに差別リストを掲載。部
落解放運動と被差別部落
出身者を差別止めのた
を求めた訴訟で、東京高
裁は昨年6月、「差別め
ざればよい」と認めて出
版禁止と損害賠償を命じ
た。

決定を受け、男性は、今
も社会への偏見はある。自
分だけなら、地域が差
別にさらされていると
を広く認めてくれた」と
話した。代理人の中井雅
人弁護士は「差別の中核
を広く認め、すべての人
に当てるべき。代表はす
べての投稿を自主的に削
除する」と訴えた。男性
は近く、自身に關する損
害賠償も求め、大阪地裁
に提訴する。（山本生正）

被差別部落情報サイト

投稿者に削除命令

大阪地裁